

行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和6年9月25日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第28号

行政組織改編に伴う関係条例の整理に関する条例

(瀬戸市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第1条 瀬戸市特別職報酬等審議会条例（昭和41年瀬戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>総務部人事課</u> において 処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>行政管理部人事課</u> にお いて処理する。

(瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例の一部改正)

第2条 瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営条例（令和4年瀬戸市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第14条 審査会の庶務は、 <u>総務部行政課</u> におい て処理する。	(庶務) 第14条 審査会の庶務は、 <u>行政管理部行政課</u> に おいて処理する。

(瀬戸市行政不服審査会運営条例の一部改正)

第3条 瀬戸市行政不服審査会運営条例（令和4年瀬戸市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>総務部行政課</u> において処理する。	(庶務) 第10条 審査会の庶務は、 <u>行政管理部行政課</u> において処理する。

(瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例の一部改正)

第4条 瀬戸市女性活躍推進及び男女共同参画審議会条例（平成28年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市民生活部多様性協働課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>市長直轄組織まちづくり協働課</u> において処理する。

(瀬戸市文化施設運営委員会条例の一部改正)

第5条 瀬戸市文化施設運営委員会条例（平成17年瀬戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>経済文化部文化課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 委員会の庶務は、 <u>地域振興部文化課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。